

平成 20 年

第 4 回市議会定例会 議案第 23 号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 12 月 4 日提出

函館市長 西尾正範

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和 33 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 中「1,000」を「630」に、「1,600」を「970」に、「2,200」を「1,300」に、「930」を「560」に、「1,500」を「900」に、「2,100」を「1,200」に、

72
10

を

56
6

に、「1,400」を「

1,100」に、

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	を
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	

	のもの	
	外径が1メートル以上のもの	950

水道管、下水道管、ガスパイプその他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340
	外径が1メートル以上のもの		670

「600」を「470」に、「100」を「20」に、「1,100」を「900」に、「440」を「200」に改める。

別表5 1の2の表中

「	トレーニング室	午前 6 時から正午まで 1 人につき	120円	を
		正午から午後 5 時まで 1 人につき	120円	
		午後 5 時から午後 9 時まで 1 人につき	120円	
		午前 6 時から正午まで	1,000円 (500円)	」
「		午前 6 時から正午まで	1,000円 (500円)	に
				」

改める。

附 則

- 1 この条例は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 4 の規定は，この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し，同日前の占用に係る占用料については，なお従前の例による。

( 提案理由 )

都市公園の占用料の額を改定し，および千代台公園野球場のトレーニング室を廃止するため